

再婚禁止期間についての最高裁判所違憲判決を受けて民法（家族法）
改正の早期実現を求める会長声明

12月16日、最高裁判所大法廷（寺田逸郎裁判長）は、女性のみにも6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条について、「本件規定（民法733条1項）のうち100日超過部分は、合理性を欠いた過剰な制約を課すもの」として、同条は憲法第14条1項、24条2項に違反しているとした。なお、立法不作為の違法性までは認めなかった。一方、夫婦同姓を強制する民法第750条については、「直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない」として、同条は憲法第13条、14条1項、24条1項及び2項に違反しておらず、同規定を改廃する立法措置を採らない立法不作為は違法の評価を受けるものではないと判断した。

当会は、これまで両規定の改正を、2010（平成22）年4月22日「民法（家族法）改正の早期実現を求める会長声明」において求め、2015（平成27）年5月27日には「民法（家族法）の差別的規定の早期改正を求める決議」を総会において決議したところである。民法第733条を違憲であるとした点については、当会の多年にわたる主張に沿うものであり、妥当なものと評価する。しかし、民法733条の規定のうち100日の再婚禁止期間は合憲とした点、同規定の改正の措置が違法と評価されるには至っていないとした点、そして民法750条を合憲とした点は是認できない。

民法第750条及び第733条については、従来国内外から改正・撤廃すべきとの意見が述べられてきた。日本弁護士連合会は、繰り返し両規定の改正を求める会長声明を出してきた。国際連合の女性差別撤廃委員会からは、2003（平成15）年及び2009（平成21）年に、嫡出でない子に対する差別規定とともに、「離婚後の女性の再婚禁止期間、夫婦の氏を選択などに関する差別的な規定」についても懸念を表明され、差別的法規定の廃止を求められている。また、国際自由権規約人権委員会からも、6か月の再婚禁止期間について懸念の表明と民法改正を勧告されている。

民法750条に関しては、わが国でも1996（平成8）年法制審議会が答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」において、選択的夫婦別姓制度の導入が提言され、民法改正の準備がなされたものの、「家族の一体感の醸成」を損なうなどの意見により、改正は見送られ、現在に至るまで夫婦同姓強制制度は維持されたままとなっていた。しかし、夫婦同姓の強制は、人格権の一部をなす氏名権を侵害するものである。また、法律婚を選択

した夫婦のうち約96%が夫の姓を選択している現状からすれば、実質的に平等権をも侵害するものである。昨今広がっている婚姻前の氏の通称使用は、夫婦同姓の強制による不利益を緩和するものではなく、むしろ夫婦同姓の強制によって社会生活上支障が生じていることの現れなのである。

今回の民法第750条にかかる最高裁判所判決の中でも、5人もの裁判官が違憲とする判断を示している。さらに合憲とする多数意見も、氏の変更を強制される者の不利益に言及し、あえて「なお」書きを付記していわゆる選択的夫婦別氏制については合理性がないと断ずるものではなく、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄であると述べている。

また、民法第733条に関しても、従来から、同規定の目的は、父性推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争を防止するところにあるとされてきた。しかし、DNA鑑定技術の発達などにより、父子関係の確定が容易になった現在において、もはや同規定の必要性は大きく減退している。そのため、女性に対してのみ6か月間もの再婚禁止規定を設けることは、女性に対する不合理な差別であるばかりでなく、早期の婚姻を望む男女の婚姻の自由を侵害するものである。父性推定の重複回避の必要性のない女性においては、再婚禁止規定を設けること自体合理性がない。

女性にのみ離婚後6か月間の再婚禁止期間を定める民法第733条の違憲性を最高裁判所が言い渡し、夫婦同姓を強制する民法第750条が最高裁判所裁判官5人から違憲と断じられた以上、真の両性の平等と男女共同参画社会の実現のために、当会は、両規定を含む民法（家族法）の差別的規定を早期に改正（撤廃）するよう強く求める。

2015（平成27）年12月17日

福岡県弁護士会 会長 齊藤芳朗